

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第 1 面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 27 日	
大阪府知事 殿	
提出者 住 所 大阪府羽曳野市はびきの 2 丁目 8 番 1 号 氏 名 医療法人春秋会 城山病院 理事長 黒岩 敏彦 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0 7 2 - 9 5 8 - 1 0 0 0	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 10 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	城山病院
事業場の所在地	大阪府羽曳野市はびきの 2 丁目 8 番 1 号
計画期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	8 3 : 病院
②事業の規模	病床数 : 2 9 9 床
③従業員数	7 0 0 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙の通り			

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	排 出 量	280 t	— t
	(これまでに実施した取組) ・前年度に引き続きプラスチック容器に於いて、安全な範囲内で出来るだけ詰めるように各部署に周知する事を継続し排出抑制に繋げるよう努めていく。 ・新型コロナが5類相当に変更となったため感染対策が簡素化されたため、昨年より排出量が減っている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	排 出 量	280 t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き、院内での周知活動をより一層強化することや廃棄物の選別なども見直し、より一層の排出抑制に努めていきたい。 ・新型コロナが5類相当に変更されたことで病院業務も正常化しており、感染性廃棄物の排出量もコロナ流行前に戻ることを期待している。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・感染性廃棄物は他の廃棄物と区分し施錠可能な保管庫に分別保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・感染対策による感染性廃棄物も減少している。 ・従来通りの分別保管を実施し、排出抑制により努めたい。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（2023年度）実績】			
—	—	—	—
— t	— t	— t	— t
【目標】			
—	—	—	—
— t	— t	— t	— t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（2023年度）実績】			
—	—	—	—
— t	— t	— t	— t
【目標】			
—	—	—	—
— t	— t	— t	— t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（2023年度）実績】			
—	—	—	—
— t	— t	— t	— t
【目標】			
—	—	—	—
— t	— t	— t	— t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	感染性廃棄物	—
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	感染性廃棄物	—
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	感染性廃棄物	—
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
	自ら中間処理により 減量した特別管理 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	感染性廃棄物	—
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
	自ら中間処理により 減量する特別管理 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
【前年度（2023年度）実績】			
—	—	—	—
— t	— t	— t	— t
【目標】			
—	—	—	—
— t	— t	— t	— t
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
【前年度（2023年度）実績】			
—	—	—	—
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
【目標】			
—	—	—	—
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
【前年度（2023年度）実績】			
—	—	—	—
— t	— t	— t	— t
【目標】			
—	—	—	—
— t	— t	— t	— t
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
【前年度（2023年度）実績】			
—	—	—	—
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
【目標】			
—	—	—	—
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
【前年度（2023年度）実績】			
—	—	—	—
— t	— t	— t	— t
【目標】			
—	—	—	—
— t	— t	— t	— t
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
【前年度（2023年度）実績】			
—	—	—	—
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
【目標】			
—	—	—	—
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	全処理委託量	280 t	— t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0 t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	— t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	— t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	— t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	感染性廃棄物	—
	全 処 理 委 託 量	280 t	— t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0 t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	— t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	— t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（2023年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	280 t	
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄			

【目標】			
—	—	—	—
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

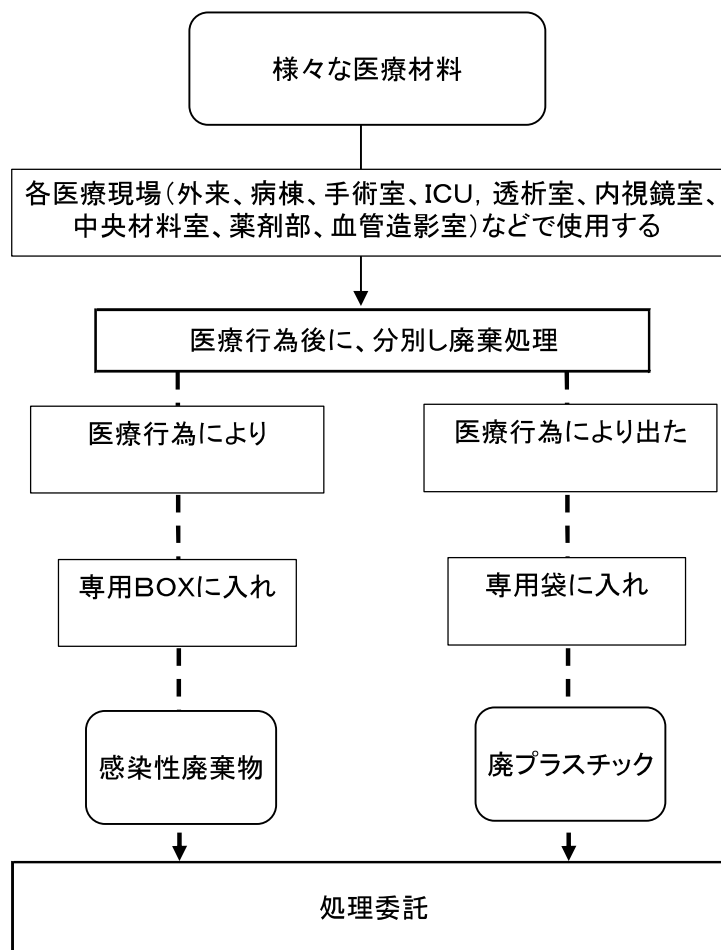
【目標】			
—	—	—	—
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

【目標】			
—	—	—	—
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

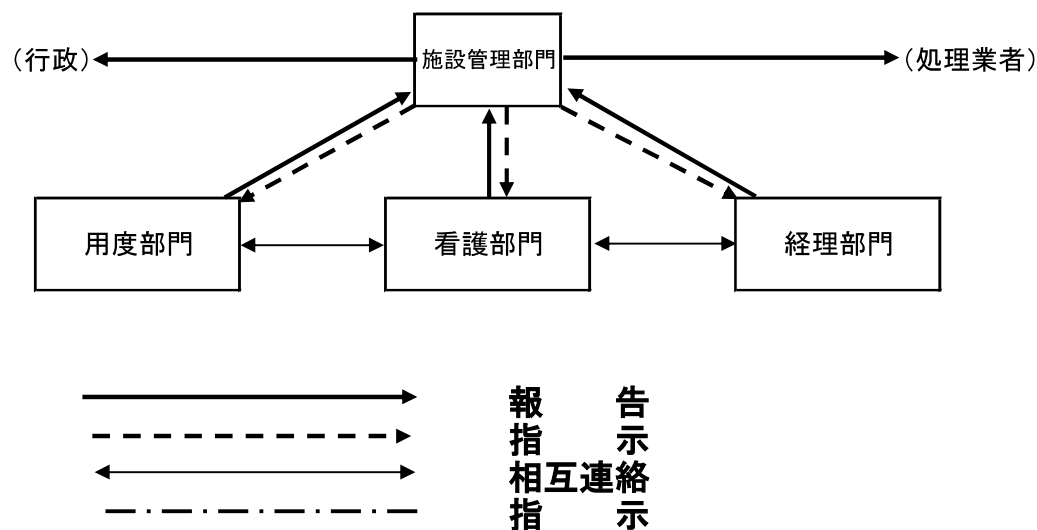
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分にに関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

〔産業廃棄物処理工程フロー〕



添付資料 管理体制図及び各部署の役割
 [管理体制図]



部 署	役 割
A 施設管理部門	- 産業廃棄物の発生から処分に至るまでの帳簿等を作成して統括的に把握管理 - 産業廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量、排出量及び性状等のチェック、集計等 - 処理施設(事業場外)の定期的査察 - 保管施設での保管量の把握、記録の作成等 - 行政に対する報告等 - 処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票(マニフェスト)等の管理 - 産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する社内啓発 - 各部署間の調整及び指示 - 廃棄物の減量化及び適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定及びその実施
B 看護部門	- 産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 - 保管場所での保管量の把握、記録の作成等 - 上記内容をAに報告
C 用度部門	- 資材の調達 - 産業廃棄物減量化手法の調査 - 上記内容をAに報告
D 経理部門	- 産業廃棄物の適正処理費用の算出 - 委託料金の支払方法による業者管理 - 上記内容をAに報告